

瀬戸市・尾張旭市セラピストネットワーク会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、瀬戸市・尾張旭市セラピストネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、瀬戸市、尾張旭市内の介護、介護予防を必要とする本人、その家族等にリハビリテーションに関わる専門職（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）の知識を生かし、安心して暮らしていける環境づくりに貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条に定める目的の実現に向けて、次の活動を行なう。

- (1) 会員及び各関係団体の調整・連携に関すること。
- (2) 会員が必要としている情報の提供に関すること。
- (3) 会員の職務に関する知識・技能の向上に関すること。
- (4) その他本会の目的を実現する為に必要なこと。

第2章 会員

(種別)

第4条 本会の会員は瀬戸市・尾張旭市内に在勤、在住のリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）とする。

(参加要件)

第5条 目的に賛同し、役員に申し出た後、承認が得られた者が参加者となる。

(会費)

第6条 年会費 無し

第7条 必要経費が発生した場合、その都度、参加費としての徴収を行なう。

(退会)

第8条 退会は自由意志とする。ただし、活動によって得られた情報の返却、破棄を行い、退会とする。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 上記(1)から(4)を含め、運営委員は10名とする。

(選任・任期)

第10条 本会の役員の選出は役員会で選出し、総会において承認を得る。

第11条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項にかかわらず、役員は後任者が選任されるまでは在任する。
3. 役員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会および役員会の議事録を作成する。
4. 運営委員は、運営委員会を構成し会務の執行を決定する。

第4章 総会および運営委員会

(構成)

第13条 本会の総会は定期総会と臨時総会とする。

2. 総会は会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定期総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2. 会長は、総会開催の3週間前までに、会員に対して総会の招集通知を発する。

(議長)

第16条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(権限)

第17条 総会は次の項目について決議する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 会長の選任及び役員・運営委員の承認
- (4) その他回に関する重要事項

(決議)

第18条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決議する。

2. 総会に出席できない会員は、委任状をもって代理人にその議決権を代理執行させることができる。その場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については議事録を作成する。

(運営委員会)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めたときのほか、副会長から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2. 運営委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 本会の職務を総括し、運営することに関する事項
- (4) その他の総会の決議を要しない事項

3. 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
4. 運営委員会は運営委員の過半数の出席で成立し、出席した運営委員の過半数をもって決する。

第5章 定例会

(定例会)

第21条 本会は、第2条の目的の範囲内において、会員の交流および知識・技能の研鑽等に資する定例会を開催する。

(開催)

第22条 本会の定例会は年間3回の開催を基本とする。

2. 他の部会との合同開催であっても構わない。

(招集)

第23条 定例会の案内通知は、定例会の3週間までに各会員に対して発する。

第6章 事務局

(設置)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局は運営委員会の決議において、役員が所属する事業所の中から1つを選定して設置する。

(書類の備え付け)

第25条 事務局には、次に掲げる書類を備え置く。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 議事録

第7章 事業年度

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第8章 会員情報

(会員情報の取り扱い)

第27条 本会に登録される会員の事業所名または個人の氏名ならびに連絡先（以下、「会員情報」という。）は、第2条および第3条に基づく活動趣旨の範囲内で使用するものとし、その他の目的で使用する場合は、個別に会員の同意を得ることとする。

2. 会員は、第2条の目的実現の為に、登録された会員情報が、瀬戸・尾張旭市民、医療関係事業者、介護関係事業者、関係団体に対して使用されることを予め了承する。

第8章 雑則

(委任)

第28条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会がこれを定める。

附則

1. 瀬戸市・尾張旭市セラピストネットワークは平成29年7月6日設立。
2. この会則は平成29年7月6日より施行する。